○文部科学省令第十号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（子に類する者） **第一条の二**　法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいずれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。	［条を加える。］

（大学等の確認要件）

第二条　法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［略］

２～４　［略］

第三条　法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［略］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［略］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下こ

（大学等の確認要件）

第二条　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［同上］

２～４　［同上］

第三条　法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［同上］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［同上］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下こ